

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-18
処分の種類	長野県立歴史館への入館の制限等			
根拠法令条例等・条項	長野県立歴史館管理規則第8条			
処分の概要	めいていしている者その他歴史館の管理上著しく支障があると認められる者に対する入館禁止又は退館の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、規則の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠				